

法令 No.1 目的, 定義

第 52 回 (2007 年)

問 1 放射線障害防止法の目的に関する次の文章の (A) ~ (D) に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

「この法律は、原子力基本法にのっとり、(A) の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、(B) の使用及び (A) によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを (C) することにより、これらによる (D) を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。」

	(A)	(B)	(C)	(D)
1	放射性同位元素等	放射線発生装置	制限	放射線障害
2	放射性同位元素等	放射性同位元素装備機器	規制	被ばく等
3	放射性同位元素等	表示付認証機器	制限	被ばく等
4	放射性同位元素	放射性同位元素装備機器	規制	被ばく等
5	放射性同位元素	放射線発生装置	規制	放射線障害

問 25 用語の定義に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射線施設とは、「使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設、廃棄施設又は廃棄物廃棄施設」をいう。
- B 放射線業務従事者とは、「放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るもの」をいう。
- C 作業室とは、「密封されていない放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素の詰替えをする室」をいう。
- D 汚染検査室とは、「人体又は作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染の検査を行う室」をいう。

- 1 A と B 2 A と C 3 A と D 4 B と C 5 B と D